

議員提出議案第 1 号

地域コミュニティ推進事務に係る地区交付金の交付及び会計処理に関する監査請求について

次のとおり、地方自治法第 98 条第 2 項の規定により、監査委員に対し、監査を求め、当該監査結果に関する報告を請求する。

1 監査及び監査結果に関する報告を求める事項

令和 2 年度から令和 7 年度までの間に執行された地域コミュニティ推進事務に係る地区交付金の交付及び会計処理に関する事務

2 提案理由

令和 6 年度決算審査において、地域コミュニティ推進事務に係る地区交付金（以下、地区交付金という）の執行に関し、以下の重大な事実が判明した。

第一に、地区交付金の支払いにおいて、市は本来の債権者である交付団体ではなく、自治会長個人の金融機関口座に対して支払いを行っている事例が 18 件存在した。そのうち 10 件は源泉所得税を控除して支払われている一方、残る 8 件は源泉徴収を行わず満額が支払われており、税務処理が統一されていない。同一制度に基づく支出であるにもかかわらず、個人への支払いについて給与・報酬扱いとして源泉徴収を行う場合と、行わない場合が混在していることは、行政運営上の公平性を欠くのみならず、税務・会計上、極めて不適切な取扱いである。

第二に、地方自治法第 232 条の 5 が定める「普通地方公共団体の支出は債権者のためでなければこれを行うことができない」との規定に反し、本来の債権者である団体ではなく、債権者以外の個人に対して支払いが行われていることは、債権者誤払いとして違法の疑いが強い。

第三に、当該個人が市から直接支払を受けているにもかかわらず、団体からの支出があったかのように団体宛名義の領収証を作成・提出している事例が確認された。これは、団体が実際には支出していない金銭を帳簿上支出したかのように装うものであり、証拠書類としての真正性に重大な疑義が生じる。さらに、使途報告書が本来作成すべき交付団体ではなく、市職員により作成されていた事例も判明しており、団体の会計責任・説明責任が著しく形骸化している。このことにより、団体会計の実在性が損なわれ、会計帳簿と証拠書類との整合性が失われ、監査可能性が著しく低下している。

以上のとおり、地区交付金の交付及び会計処理に関する事務には、① 税務処理の不統一、② 債権者誤払い、③ 架空計上の疑い、④ 証拠書類の非真正、⑤ 使途報告書の不適正作成、⑥ 団体会計の形骸化など、複数の不適正が生じている可能性が極めて高いと認められる。

よって、支出負担行為、支出命令、支払処理、税務処理及び証拠書類の信頼性を含む一連の会計事務について、監査委員による詳細かつ厳格な監査を求めるため、本案を提案した。

令和7年11月26日 提出

提出者 四條畷市議会議員

土井 一慶

大原 芳剛

坂本 勇基

森本 勉

柳生 駿祐

吉田 涼子

若松 正治